

## 第5回大阪府観光客受入環境整備の推進に関する調査検討会議 議事要旨

日時：令和7年12月19日（金曜日）午後3時30分から午後5時30分まで

場所：大阪府庁本館5階 議会特別会議室（大）

### ■会議の公開・非公開について

【福島会長】

前回会議に引き続き、本日の会議では、現在、行政内部で検討中の内容や、精査途中の情報を取扱う予定であり、実のある議論を行うためにも、「非公開」で開催させていただきたいが、よろしいか。（異議なし）

### ■議事1 令和8年度宿泊税活用事業の検討について

○事務局より、宿泊税充当の考え方、充当判断の着眼点、手順等について説明。

○会議資料に基づき、各事業内容、充当可否等について説明。

○その後、事務局も交えて意見交換。

【片岡委員】

- ・ 対外的な施策の打ち出し方として、ハード整備というモノを作り出す部分だけをPRするのではなく、事前の調査・事後の検証の部分も含めて打ち出して、しっかりとPDCAサイクルを回しながら取組を進めていることがわかるようにする方が良い。
- ・ オーバーツーリズムがよく話題に上がるが、「オーバーツーリズム対策＝インバウンド対策」という訳ではないので、インバウンドの受入環境整備とは切り分けて整理すべき。
- ・ 大阪の観光振興の施策の柱にある「住民相互の目線に立った受入環境整備」という観点での「安心・安全」のテーマは非常に重要。観光客のための整備が、住民の「安心・安全」を拡充することにもつながるとというのが、わかりやすく伝わると思うので、引き続き取り組んでほしい。
- ・ 例えば、宿泊税活用ステッカーのようなものを作成し、宿泊税自体のPRを行うことで、観光客が増えることで住民にもメリットがあることが可視化されるので、オーバーツーリズムによる摩擦解消の一助になるのではないかと思う。

【木村委員】

- ・ MICE開催について、単にミーティングを行うものもあれば、宿泊を伴ってそこへ連れてくるというものもあり、旅行業界の立場からすると、周年事業でイベント的に大きくやろうというものは、宿泊税を使って応援できないかと思う。
- ・ 現在、観光では「持続可能な」というキーワードが非常に多く使われており、市内に集中する観光客を、地方へ分散、周遊いただくことは重要。府内のスポットをただ単

に巡るのではなく、例えばサイクリングとか、他にも何かテーマを持って府内を巡る仕組みがあれば良いなと思うので、そういったものに宿泊税を活用してほしい。

#### 【清水委員】

- MICE 開催について、MICE は会議の後の観光や食事、また、ご家族を連れてこれ、一般の観光客よりも MICE で来られる方の消費単価は断然高いという状況。そういったことを考えると、通常の観光客の誘致よりも観光的な要素が高いと思うので、M (Meeting) や I (Incentive Travel) はビジネスの要素が強いが、そこに宿泊税を活用することも考えられるのではないかと。
- 宿泊税充当事業の大きな分類として、オーバーツーリズムという区分があっても良いのではないかと。ハード整備もあり、啓発やイベント、プロモーション、全てに関わってくるテーマかと思うが、そういった対外的な打ち出し方も検討してはどうか。

#### 【田中委員】

- どういう手順で宿泊税を充当するかを考える場合には、まずは、大阪の観光振興にかかる、いわゆる二本柱の実現に資するかどうか、そのうえで、同種同様の事業に比して過大なものになっていないか、あるいは優先度が高いかを考えていく必要がある。
- 内部の予算編成の最終責任を持っている財政部門との調整に関しての問題になるかと思うが、やはり財政部門は財政部門で、そもそも税というものをどう使うのかという観点からいろんな判断基準があり、今までの歴史があると思うので、そことのすり合わせというのが重要になってくると思う。「観光客にとって利益があるかどうか」という点については二面性があり、宿泊税を活用した事業によって、それを負担していただく観光客の利益にならないよりはなった方が良い、一方で、税というのは、もっと言えば公共団体は住民の御用聞きではなく、誰かから依頼を受けた上で、対価をもらい利益を与えるという、そういう関係ではないはずであり、やはり公共性とか公益性のより大きいものから、充当していくというのが、少なくとも財政当局の基本的な姿勢だと思う。そうすると、やはり目的税であるという点は、これは決して無視をすることはできないけれども、もう一方では、財源としての税という観点で、本来、公として、より公共性の大きいものに充当するという要素もあるので、利益の部分に関してはそのあたりを踏まえたうえで活用を考えていく必要がある。

#### 【福島会長】

- MICE 開催にかかる宿泊税の充当について、基本的に M と I は民間事業者が実施すべきもの。C (Convention) は公が実施するもので、E (Exhibition/Event) はその折衷である。そのため、公的な部分は、府が宿泊税を充当する余地はあるが、E の民間事業者が実施すべき部分は、民で実施するというのが基本的な考え方かと思う。M と I は民間でしっかりやってもらうと、そういった整理で良いと思う。

【藤田委員】

- MICE 開催について、M と I はビジネス要素が強いとのことだが、ユニークベニューの活用もいろいろ議論があって、例えば、新しい大阪の魅力発掘や活用につながるM と I であれば、応援してもよいのではないかと。単純なホテルを借りて実施するものとは違う線引きもあり得ると思う。
- 大阪府中央区では、中央区環境改善として、来年度地域の声を吸い上げて、その対策につなげていく取組が進められている。まさにミナミエリアを抱える中央区で、今地域の皆さんも悩んでおられるので、ぜひ地域に密着した現場の声が十分に反映された対策が取られること、そして、そこを宿泊税で応援していただければと思う。
- 多くの宿泊税充当事業があるが、部局ごとバラバラに実施するのではなく、それぞれ連携して効果的に実施してほしい。そこでハブになるのが大阪観光局であり、うまく連携して、相乗効果を発揮してほしい。

【山口委員】

- 充当の考え方として「事業の受益者が観光客であること」は基本であるものの、前回の会議でも指摘したとおり、第二次答申では、レスポンシブル・ツーリズムの考え方が盛り込まれている。そのため、「直接的に市民・府民に便益が及ぶことは原則として宿泊税の充当項目ではないが」、結果として市民・府民に便益が及ぶこともあり得る、といった整理も可能ではないか。
- また、充当の判断にあたっては、例えば本会議とは別に、運用面を担う審議の場を設け、これを恒常的な仕組みとしていくことも考えられる。今回は宿泊税の充当の考え方に関する審議であり、予算査定まではせず、あくまで充当の妥当性について議論するという前提であれば、特段異論はない。一方で、仮に事業評価や予算査定まで担うのであれば、この調査検討会議を毎年度開催するかも含め、本会議の在り方について今後整理が必要ではないか。

【福島会長】

- 本調査検討会議のまとめとして、以下のとおりとする。

■ 議事結果まとめ

令和8年度宿泊税活用検討事業数	81事業
うち、宿泊税充当「○」	68事業
うち、宿泊税充当「一部○」	7事業
うち、宿泊税充当「×」	6事業

「○」については宿泊税充当可とする

「一部○」については観光振興に資する部分にのみ、宿泊税充当可とする

「×」については観光振興に資する事業ではないため、宿泊税充当不可とする

以上